

松 山 大 学 論 集  
第 35 卷 第 1 号 抜 刷  
2 0 2 3 年 4 月 発 行

「国民代表」とは何か～愛媛第2区（旧3区）の  
実例に基づく憲法43条の考察（下）

遠 藤 泰 弘

# 「国民代表」とは何か～愛媛第2区（旧3区）の 実例に基づく憲法43条の考察（下）

遠 藤 泰 弘

## 目 次

はじめに

- 1 新型コロナ対策
  - 2 子育て支援関係
  - 3 災害対策 (34巻6号)
  - 4 農林水産業関係政策 (以下、本号)
  - 5 産業経済関係政策
  - 6 労働政策
  - 7 社会保障関係政策
  - 8 インフラ整備
  - 9 その他
- おわりに

## 4 農林水産業関係政策

次に、農林水産業政策に関する白石氏の国会・政治活動を見ていきたい。

### ① ハダカ麦の生産調整

愛媛県はハダカ麦34年連続日本一を誇る生産地であるが、2019年、2020年と豊作で売れ残ってしまい、代金回収ができず次年度の作付けができないという問題が起きた。そこで白石氏は、2020年11月26日の地方創生特別委員会<sup>1)</sup>

---

1) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120304773X00320201126&current=1>

において、ハダカ麦は豊作、不作の変動が大きい品種であるため、農家が安心して生産できるように、国が豊作時に備えて貯蔵倉庫を整備するとともに、販売先の確保を全農任せにせず、農水省として販売先を確保し、しょうゆとみそ以外にもデザートやサプリなどに加工できるような食品加工の技術開発を行うよう要請した。その結果、倉庫整備の予算10億円を確保するとともに、食品加工開発のための予算を新たに5,300万円新設<sup>2)</sup>することに成功した。実際に愛媛県では、令和3年度に実施された「麦・大豆保管施設整備事業」の補助金を活用し、ハダカ麦1,000トンを保管できる大型低温倉庫が松山市に整備<sup>3)</sup>されることとなった。これらの成果については、JA周桑総会で農家の方が言及するなど、高い評価を得ている。ここでも、地元の問題に徹底的に向き合うことによって、新たな行政の対応スキームを創り出し、地元選挙区だけでなく、日本全体の同種の問題に対応する普遍的な制度構築につなげており、国民代表としての白石氏の国会・政治活動の特徴を見出すことができる。

## ② 鳥インフルエンザ対策

2020年11月に隣県の香川県三豊市で鳥インフルエンザが大規模発生した。白石氏は、三豊市は四国中央市に近く、県境を越えるのは時間の問題であると考え、2020年11月26日の地方創生特別委員会<sup>4)</sup>において、農水省に、防疫体制を万全とするための県を超えての連絡・連携の徹底、県境を越えての伝染を防ぐための防疫措置、愛媛県で万一発生した場合の行動計画の作成を要請した。具体的には、野鳥や小動物が鶏舎の柵の下から入ってくるのを防ぐための鶏舎

2) 農林水産省「16 麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト」(令和3年度農林水産予算概算決定の概要)([https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r3kettei\\_pr16.pdf](https://www.maff.go.jp/j/budget/pdf/r3kettei_pr16.pdf))参照。農林水産省の「麦・大豆収益性・生産性向上プロジェクト」において、令和2年度第3次補正予算で「麦・大豆保管施設整備事業」(10億円)および「麦類利用拡大推進事業」(5,300万円)が措置された。さらに、「麦・大豆安定供給へ 農水省実需に国産利用促す」『日本農業新聞』2020年11月4日付記事も参照。

3) 「裸麦1000トン保管品質保持 愛媛県麦安定供給コンソーシアム 低温倉庫が落成」『日本農業新聞』2021年11月7日付記事を参照。

4) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120304773X00320201126&current=1>

防護の徹底、万一の発生時の石灰の手配、鶏の隔離方法や処分方法・手順の確認を要請した。その結果、直ちに農水省から愛媛県への要請がなされ、愛媛県農水部による迅速な対応につながった。幸いにして、当時は愛媛県への越境自体を防ぐことができたが、不幸にも2021年年末から年始にかけて、西条市で鳥インフルエンザが発生した際、2020年11月の取り組みが、事前の備えの一助になったと考えられる。

### ③ 有害鳥獣対策

東予でイノシシ、サル、シカやハクビシンの被害が大きくなってきている一方、猟友会の人数は減少し、これまで通りの対応では手に負えなくなってきている。白石氏は、猟友会の好意に頼るだけでは限界があると考え、2019年3月19日の地方創生委員会<sup>5)</sup>において、有害鳥獣対策のプロを養成することを農林水産大臣等に訴えた。特に、報奨金などの捕獲事業における企業の参入条件の整備や国の補助による都道府県の捕獲隊の普及、特に豚コレラ対策など野生イノシシの駆除を緊急かつ大規模に行う必要がある場合における自衛隊のサポートの検討を要請するとともに、ジビエの為の肉処理場を国の主導で設置することを要望した。その後、愛媛県では、西条市丹原支所への専門職員の設置が実現した。

### ④ CLT（直交集成板）の普及

CLT（クロス・ラミネーテッド・ティンバー）とは木造建築の材料であり、短い木をいくつか合体させて強度を持たせ、丈夫で長い材に加工したもので、耐久性があり、また材料も反りや狂いを軽減できるのであまり太くない木や節の多い木材も活用できるという優れた性質を持つものである。愛媛県西条市にCLTの加工ができる製材所があり、地元で取れた木材、特に間伐材も使用で

---

5) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119804773X00320190319&current=1>

き、環境保全や建築工期の短縮などのメリットがある。他方、強度の面で課題があり、設計に工夫が必要になるが、建築士への周知不足もあってあまり普及していないため、白石氏は2018年2月26日の予算委員会第8分科会<sup>6)</sup>において、国土交通省および林野庁に改善の取り組みを要請した。その結果、建築基準の整備に加え、CLT工法の解説書の作成や講習会の実施、林野庁内にCLT関係省庁連絡会議を設置し、CLTの利用掘り起こしに向けた取り組みを促進するとの答弁が引き出された。

#### ⑤ 林地放棄を防ぐための取り組み

白石氏は、2020年5月20日の地方創生特別委員会<sup>7)</sup>において、森林を荒れさせないための基礎情報として、政府として所有者情報の把握が必要であることを指摘し、林野庁に今後の対応を具体化するよう要請した。その結果、林地台帳整備のために、固定資産税台帳を使えるようにするとの答弁が引き出されるとともに、地方創生特命大臣からも、所有者不明土地等対策推進のための関係閣僚会議のもとで工程表を策定し、期限を切って計画的な対策を推進するとの答弁が引き出された。

白石氏は、現在は杉や檜の植林から約50年という伐採に適した時期を迎えているが、伐採した木材の運び出し方が課題となっており、木こりが入れるような林道整備が必要であると考えており、愛媛県における木質バイオマスやCLT（直交集成板）促進のためにも、引き続き林業振興の施策に取り組んでいくとのことである。

#### ⑥ 農業委員会の機能強化

白石氏は、2018年11月30日に提出した第197回臨時国会質問主意書96<sup>8)</sup>に

6) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119605273X00220180226&current=9>

7) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120104773X00820200520&current=1>

8) [https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon\\_pdf\\_s.nsf/html/shitsumon/pdfS/a197096.pdf/\\$File/a197096.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_s.nsf/html/shitsumon/pdfS/a197096.pdf/$File/a197096.pdf)

において、中山間農地と零細農家の多い愛媛県にとって、農地中間管理事業による農地の利用集積のためにも、農地を守る農業委員会の機能強化が必要であるところ、農業委員会の予算が削減されている現状の改善を質問主意書の形で要請した。政府からは、予算編成過程において検討するとの答弁がなされた。

### ⑦ 所在者不明農地の活用

白石氏は、2018年6月15日の地方創生特別委員会<sup>9)</sup>において、地方では所在者不明土地がたくさん出てきており、すでにその土地を使っている人で共有者が分からない場合に手続きを経て不明者のみなし同意として利用権を設定するという法改正はなされているが、新規に農業をはじめようとする人も利用できるように工夫が必要ではないかと問題提起した。その結果、制度の周知や農地の貸借を公的に仲介する工夫に前向きな政府答弁が引き出されるとともに、地方創生担当大臣からも、移住希望者や就農希望者への市町村の支援を、交付金で応援していきたいとの答弁が引き出された。

### ⑧ 農地購入制限の緩和

地方では、耕作放棄地の拡大が大きな課題となっており、移住者や退職後に小規模で農業を始めてみようという地元の人にも使ってもらいたいところ、現状では、50a（5反）以上という購入制限があるため、活用が進まないという現状がある。そこで白石氏は、2019年11月19日の地方創生特別委員会<sup>10)</sup>において、移住者や地元の人が、50a以下であっても遊休農地を購入できるように、規制緩和を提案した。農業委員会の判断で農地取得の下限面積を引き下げることのできるとの政府答弁に対して、農業委員会任せにするのではなく、国が率先して周知し、耕作放棄地の有効活用に向けた積極的な施策を取るよう、重ねて要請した。

9) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119604773X00820180615&current=1>

10) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120004773X00420191119&current=1>

その他白石氏は、窒素、リン酸、カリなどの栄養分の規制を緩め、西条市の海苔の養殖、四国中央市のイリコ漁を促進するため、愛媛県庁および西条市役所への照会と豊かな海実現への働きかけもを行っている。2021年6月の瀬戸内海環境保全特別措置法改正においても、問題意識が共有されており、引き続き働きかけを強めていくとのことである。

## 5 産業経済関係政策

次に、産業経済政策に関する白石氏の国会・政治活動を見ていきたい。産業経済政策としては、すでに取り上げた<sup>11)</sup> JR 四国への1,000億円支援、四国中央市のマスク製造会社の倒産危機の救済、コロナ時短要請の補償金の改善、持続化給付金・家賃支援給付金の運用改善、持続化給付金の支給迅速化および要件緩和、東予地域など「自粛」による売上減や飲食店以外の業界への給付金や協力金の支給、事業再構築補助金の売上減少要件の削除や商工会議所による対応、新型コロナ対策融資の連帯保証、雇用調整助成金の運用改善、借入金の返済猶予、固定資産税の軽減拡大、税などの支払い猶予に伴う不利な扱いの防止、薬価へのキャッシュレス決済手数料の反映、月次支援金の申請方法の改善、まじめに営業しているラブホテルの支援、スーパー移動販売の促進、本稿で農林水産業関連政策として取り上げたCLT（直交集成板）の普及や所有者不明土地の活用などを紹介したので、ここではそれ以外の施策について取り上げたい。

### ① CNF 量産化への支援強化

白石氏は、2020年2月25日の予算委員会第7分科会<sup>12)</sup>において、紙・パルプ産業が集積する四国中央市を中心に研究開発が進んでいる、セルロースナノ

11) 拙稿『『国民代表』とは何か～愛媛第2区（旧3区）の実例に基づく憲法43条の考察（上）』、『松山大学論集』34巻6号、149-158頁および164-165頁。

12) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120105271X00120200225&current=7>

ファイバー（鋼鉄の5分の1の軽さで鋼鉄の5倍以上の強度がある植物由来の素材）について、国の支援のあり方の改善を求めた。これまでの国の支援は、CNFの用途を探し出すことに焦点があてられてきたが、今現場で求められている支援は、用途の発掘ではなく、安く均質のものを大量に作るための製造技術の開発であると指摘した。その結果、経済産業大臣から、低コスト化技術に重点を絞り、研究開発を進めたいとの答弁が引き出され、実際に研究開発のための予算について、令和4年度概算要求額が前年度の6.6億円から8.3億円に引き上げられる成果<sup>13)</sup>につながった。

## ② 補助工業の海洋分解性レジ袋の有料化除外

白石氏は、2020年2月25日の予算委員会第7分科会<sup>14)</sup>において、四国中央市の補助工業が製造している海の中で溶けるレジ袋については、紙袋と同じように、レジ袋有料化の対象から除外するよう要請した。そのためには、第三者認証を受ける必要があるが、現在すべての認証機関が海外の機関であるため、日本が主体的に認証できる体制の早急な構築を併せて求めた。その結果、一刻も早く対応したいという政府答弁が引き出され、白石氏が成長戦略の一環でもあると指摘したところ、経済産業大臣からも官民一体で取り組み、G20でも大々的にアピールしていきたいという答弁も引き出された。

## ③ 三島川之江港の整備

白石氏は、2018年2月26日の予算委員会第8分科会<sup>15)</sup>において、モノづくりが盛んな産業集積地である愛媛県東予のインフラ整備として、三島川之江港に、フェリーのような乗り入れ板を備え、トレーラーなどの車両を収納できる

---

13) 「経産省、再生プラ補強にCNF活用、複合化技術開発へ」『化学工業日報』2021年8月27日付記事参照。

14) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120105271X00120200225&current=7>

15) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119605273X00220180226&current=9>



貨物船（Ro-Ro 船）が着岸できるような港湾の整備を要請した。愛媛県の事業として、コンテナの積み下ろしのためのガントリークレーンの設置は実現したが、Ro-Ro 船が着岸するためには、さらに水深9mの岸壁と臨海道路の整備が不可欠であり、今後も引き続き要請を続けていくとのことである。

#### ④ 技能実習生の活用

白石氏によれば、技能実習制度で技能を身につけた外国人は地方では戦力になっているが、制度上3年から5年で祖国に帰ってしまうという問題がある。地元から、せっかく育てた外国人であり、本人が希望するならば日本に残ってずっと働いて欲しいという要望が寄せられており、白石氏は、2018年2月15日の予算委員会<sup>16)</sup>において、技能実習修了者については、就労ビザを付与し拡充してほしいと要請した。その結果、法務大臣より検討に積極的に参画したいという答弁が引き出され、実際に、特定技能という在留資格が創設され、技能実習を終えた外国人が日本で働き続けられる制度の創設<sup>17)</sup>に繋がった。

#### ⑤ 四国新幹線

白石氏は、2018年2月15日の予算委員会<sup>18)</sup>において、西条市第2代市長で、「新幹線の父」と呼ばれる十河信二氏（新居浜市出身）のことを紹介しつつ、四国新幹線の実現を要請した。新幹線が通っていない県庁所在地として、松山市は千葉市に次いで二番目の人口を擁しており、千葉市が東京近隣で輸送手段に恵まれていることから、次は松山を擁する四国の番ではないかと強く要請した。四国の4県庁所在地を結節する場合の経済効果は年間169億円で投資に見合うこと、ミニ新幹線や建設費がフル規格の約6割で済む単線という整備手法もあることも併せて指摘した。新幹線の整備費は毎年約800億円であり、四国

16) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119605261X01220180215&current=1>

17) [https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01\\_00127.html](https://www.moj.go.jp/isa/policies/ssw/nyuukokukanri01_00127.html)

18) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119605261X01220180215&current=1>

が使わなければ他地域が使ってしまうことから、引き続きねばり強く要請を続けたいとのことである。

#### ⑥ 西条市のコンパクトシティモデル都市への選定

白石氏は、西条市の「糸プロジェクト」や「小松ハイウェイオアシス」の事業費（総事業費20億円）支援として、西条市をコンパクトシティモデル都市に選定するよう、国土交通省に要請し、2018年3月30日の国土交通省選定採択につながることとなった。その結果、平成30年度から3年間にわたり、社会資本整備総合交付金による集中支援につながった。

#### ⑦ 雑紙リサイクルの全国的な推進

紙の原料として古紙を使っている四国中央市にとり、古紙を低価格で安定的に供給する体制の構築は喫緊の課題となっている。そこで白石氏は、2018年6月15日の地方創生特別委員会<sup>19)</sup>において、新聞の回収は9割以上となっているが、包装紙などの雑紙については4割にとどまっており、雑紙の分別回収を義務化するなどの対策の強化を求めた。その結果、環境省から、リサイクルを進めるため、市町村における雑紙を含めた資源の分別回収の促進にしっかり取り組むとの答弁が引き出された。

#### ⑧ 空き家対策

地方では空き家対策が喫緊の課題となっているが、NPOなどに寄附をして空き家をDVシェルターや貧困世帯のために使おうとすると、見なし譲渡所得課税という形で税金がかかるため、利用がなかなか進まない状況があった。そこで、白石氏は、2018年3月16日の地方創生特別委員会<sup>20)</sup>において、寄附先がNPOなどの公共的な機関である場合は免税にするよう要請した。その結果、

19) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119604773X00820180615&current=1>

20) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119604773X00320180316&current=1>

2020年4月より、非課税扱いの特例承認の制度の創設<sup>21)</sup>につながることとなった。

### ⑨ スーパーシティ法案の透明化

白石氏は、2020年4月7日の地方創生特別委員会<sup>22)</sup>において、AIやビッグデータを活用し、2030年頃に実現される未来社会の選考実現をめざす内閣府の「スーパーシティ」構想について、専門的すぎて地方自治体の一般職員は自分たちでは申請書を作れないため、申請書の作成段階で、デジタルトランスフォーメーションの専門業者に丸投げするような形となることが予想され、癒着が生まれる危険があると警鐘を鳴らし、地方自治体が業者の知見を活用する場合は契約を締結して必要な費用を支払うなど、透明性の高い形にするべきではないかと指摘した。その結果、内閣府より、事業の採択後は内閣府が業者選定の事務局を務め、フェアな手続きでしっかり見ていきたいとの答弁が引き出された。

## 6 労働政策

次に、労働政策に関する白石氏の国会・政治活動を見ていきたい。

### ① 働き方改革～モノづくり3交代勤務者への配慮

白石氏は、2018年2月15日の衆議院予算委員会<sup>23)</sup>および2020年3月6日の厚生労働委員会<sup>24)</sup>において、働き方改革は残業時間を規制するという量にばかり目が行きがちで、夜間勤務の過酷さという質にも配慮が必要ではないかと指摘した。特に愛媛県の東予地域では、24時間稼働のラインで勤務してい

---

21) <https://www.npo-homepage.go.jp/uploads/r2zeiseikaisei.pdf> および、「NPOに寄附 方法を多様に」『日本経済新聞』2020年2月14日付記事を参照。

22) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120104773X00520200407&current=1>

23) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119605261X01220180215&current=1>

24) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120104260X00220200306&current=1>

る労働者が多く、3交代勤務で夜10時から朝6時の勤務がローテーションで回ってくるが、家族との交流時間が変わったり、年齢を重ねるにつれて体力的にもきつくなってくるため、必要な労働者が集まらないという問題が起こっていると訴えた。併せて、日本の深夜労働賃金の割増率25%は、例えばイギリスの50%（日曜日の場合は100%）などと比べて低いことも指摘し、仕事内容の過酷さに見合った形で引き上げる必要があると問題提起し、そもそも夜間勤務の実態調査がきちんと行われていない現状に鑑み、まずは夜間勤務に焦点を置いた実態調査が必要であると強く要請した。その結果、厚生労働大臣から「まず実態を把握することが非常に大事だ」という答弁が引き出された。

## ② 裁量労働制の拡大法案の是正

裁量労働制の拡大は人命にもかかわるため、これを推進する側は相当慎重にしなければならぬところ、白石氏は2018年2月15日の衆議院予算委員会<sup>25)</sup>において、裁量労働制の方が一般労働者よりも労働時間が短いという、裁量労働制の拡大法案の基礎となったデータ（平成25年度労働時間等総合実態調査<sup>26)</sup>）について、大きな疑義があると指摘し、原データの提出を求めた。具体的には、厚労省のデータによると、一般労働者の方が平均労働時間が長いこととなっていたが、法定労働時間外の平均時間が15時間となっており、法定労働時間と合わせると24時間となってしまう、労働時間のかさ上げが疑われる内容だったため、どういう質問票や聞き取り方でこのようなデータになったのか、詳細の説明を求めた。併せて、統一的なデータがないのであれば、もう一度この法案のための調査をやり直す必要があると指摘した。その結果、政府が示したデータは全く杜撰なものであることが判明し、裁量労働制のデータはすべて削除されることとなり、裁量労働制の拡大を阻止する成果につながった<sup>27)</sup>

25) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119605261X01220180215&current=1>

26) <https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000809286.pdf>

白石氏の国会・政治活動の特徴として、実態についての正確な調査の実施を求め、事実とデータの妥当性に関する厳密な吟味に基づいて、的確な質問が投げかけられ、行政対応の改善につながっている点が挙げられる。議会が持つ国会調査権の行使の仕方として、一つのモデルであるともいえよう。

### ③ 高度プロフェッショナル制度の問題点の指摘

白石氏は、高収入の一部専門職を労働時間規制の対象から外す「高度プロフェッショナル制度」（以下、「高プロ」という）は、年間で1,075万円の給料を支払えば、定額で労働者を働かせ放題にすることができる制度で、「過労死合法化制度」と呼ぶほかないものであり、削除するべきであるという強い問題意識のもと、2018年5月8日に衆議院事務局長室へ政府法案への対案としての議員立法を提出するとともに、2018年3月23日の厚生労働委員会<sup>28)</sup>や2018年5月9日の厚生労働委員会議員立法趣旨説明<sup>29)</sup>2018年5月11日の厚生労働委員会<sup>30)</sup>2018年5月31日の衆議院本会議における「働き方改革法案」討論<sup>31)</sup>において、高プロの削除を強く要請し続けた。政府が提案する高プロは、労働時間規制をすべてなくし、使用者から実労働時間管理義務を免除してしまう結果、過労死を招く可能性が高く、また労働基準監督署の監督や労災認定がされにくいという二重の問題があると指摘した。高プロを導入するのであれば、

---

27) 中里孝「裁量労働制をめぐる課題」『調査と情報-ISSUE BRIEF-』, 1189号(2022年3月31日), 4-5頁 ([https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_12202249\\_po\\_1189.pdf?contentNo=1](https://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_12202249_po_1189.pdf?contentNo=1)) および、「裁量労働制の現行制度の概要及び経緯等について」(第1回これからの労働時間制度に関する検討会 資料3), 2021年7月26日 (<https://www.mhlw.go.jp/content/11201250/000809286.pdf>), 7頁を参照。さらに、「首相、異例の答弁撤回 裁量労働制 野党批判受け 労働時間データ『比較できない』」, 『朝日新聞』2018年5月16日付記事および、「『捏造』野党は追及 裁量労働制データ 厚労省『意図的でない』」, 『毎日新聞』2018年2月20日付記事, 「労働時間調査2割削除 2492事業場 働き方改革の根拠」, 『毎日新聞』2018年5月16日付記事も参照。

28) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119604260X00420180323&current=1>

29) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119604260X01620180509&current=1>

30) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119604260X01720180511&current=1>

31) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119605254X03220180531&current=1>

高度な労働者保護の仕組みも併せて持ってくるべきところ，そのような視点が一切なく，時間外労働を把握しにくい高プロ適用労働者が過労死した場合，従来以上に遺族による立証が困難になり，泣き寝入りを強いられる結果になることから，1日の勤務終了から次の勤務開始まで一定の休息时间（インターバル）を確保することを義務付けるとともに，法定される年収要件を上げて対象者を減らし，労働基準監督署の監督の目を届きやすくすること，万一過労死が発生した場合に，調査分析と制度の見直しを政府の義務とするように強く申し入れた。

また，高プロの問題点を大臣に糺すだけではなく，働き方改革の本来あるべき形を示すため，対案として議員立法で「安心労働社会実現法案」を作成し，提出した<sup>32)</sup>すなわち，高プロは削除し，勤務終了から次の勤務開始まで一定のインターバル確保を義務付けること，現在認められている裁量労働制への規制を強化すること，事業主に個々の労働者の始業・終業時刻等の記録を義務付けること，違法残業など法令違反に対する罰則を強化すること，各種パワハラへの予防保護措置を事業者に義務付けること，教員の長時間労働規制やフリーランスの労働者保護などの規制強化を政府に義務付けることなどを法案化した。

結果的には与党の強行採決により，高プロの通過は阻止できなかったが，裁量労働制の対象を営業職にまで拡大しようとしていた裁量労働制の拡大については阻止する成果につながった。今後も引き続き，高プロの廃止に向けて，全力をあげたいとのことである。

#### ④ 顧客によるカスタマーハラスメント防止法案

小売業など流通部門において，7割強の労働者が，態度が悪いから土下座しろといった顧客によるハラスメント（カスタマーハラスメント）を経験してい

---

32) 衆議院法制局ホームページ「衆法情報 第196回国会（平成30年1月22日～7月22日）」（[https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_annai.nsf/html/statics/housei/html/h-shuhou196.html](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_annai.nsf/html/statics/housei/html/h-shuhou196.html)），番号14～16を参照。

るとの小売業の労働組合からの相談を受けて、白石氏は2019年4月19日の厚生労働委員会<sup>33)</sup>において、カスタマーハラスメントに対する法的な規制が必要ではないかと指摘した。具体的には、政府が提出した法案では、ハラスメント防止に関して他社から協力を求められた事業主の対応責務が努力義務にすぎないのに対して、加害者側の事業主に対し、事実関係の調査や懲戒等の事後の迅速かつ適切な対応を義務づけるとともに、被害者側の事業主が、被害者から相談を受けたら加害者側事業主に事後措置を求めること、被害事業主の立場が弱く、事後措置を直接求めることが困難な場合は、厚生労働大臣に事実を申告し、是正を求めることも可能とすること、加害者側事業主が被害者側事業主に不利益な取り扱いをすることを禁じるとともに、もしその禁止規定に違反した場合は、厚生労働大臣による公表等の制裁措置も定めることなどを強く要請した。法案の修正には至らなかったものの、厚生労働大臣から、労働者のケアなど、必要な対応を企業に促していくとの答弁が引き出され、附帯決議<sup>34)</sup>において、将来の取り組みを義務づける成果となった。さらに、この議論が引き継がれた参議院において、顧客からの迷惑行為等に関する実態も踏まえ、その防止に向けた必要な措置を講ずること並びに第三者からのハラスメント及び第三者に対するハラスメントに関わる対策の在り方について、検討を行うことを求める附帯決議にもつながることとなった<sup>35)</sup>

## ⑤ フリーランス・就活生へのセクハラ被害の救済

政府が提出した法案では、フリーランスや就活生という雇用関係がない人に対するセクハラについて、事業主の措置義務の対象とはしていなかったこ

33) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119804260X01120190419&current=1>

34) 第198回国会閣法第38号附帯決議「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」(平成31年4月24日)項目七の1「自社の労働者が取引先、顧客等の第三者から受けたハラスメント及び自社の労働者が取引先に対して行ったハラスメントも雇用管理上の配慮が求められること。」参照。( [https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kourou4A4EEE1E4CE9333492583E800014D3F.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kourou4A4EEE1E4CE9333492583E800014D3F.htm))



ろ、白石氏は2019年4月19日の厚生労働委員会<sup>36)</sup>において、セクハラ禁止の対象として、既に雇用関係のある労働者に加え、フリーランスの方や、採用面接・OB訪問における就活生も含めるべきであると指摘した。この質疑を基に上記第198回国会閣法第38号附帯決議の項目十一にて「フリーランス、就職活動中の学生等に対するセクシュアルハラスメント等の被害を防止するため、男女雇用機会均等法に基づく指針等によって必要な対策を講ずること」という規程につながることとなった。

#### ⑥ 地方自治体の同一労働同一賃金の徹底

市町村運営の介護事業現場において、嘱託で公務員として働いている労働者からの訴えを受けて、白石氏は2018年12月5日の厚生労働委員会<sup>37)</sup>において、民間と同じ仕事をしている介護事業において、民間のような同一労働同一賃金の法制化がなされていないのは不適切であると指摘した。働き方改革に公務員を含まないのは不当であり、正規職員と退職金がない臨時職員の待遇の格差は民間以上に大きく、地方公務員にも同一労働同一賃金を法律の形で確保すべきと要請した。

#### ⑦ 政府の障がい者雇用偽装の再発防止策

白石氏は、2018年11月21日の厚生労働委員会の参考人質疑<sup>38)</sup>において、

---

35) 第198回国会参議院厚生労働委員会「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律等の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（令和元年5月28日）項目九の2「自社の労働者が取引先、顧客等の第三者から受けたハラスメント及び自社の労働者が取引先、就職活動中の学生等に対して行ったハラスメントも雇用管理上の配慮が求められること。」および項目十二「近年、従業員等に対する悪質クレーム等により就業環境が害される事案が多く発生していることに鑑み、悪質クレームを始めとした顧客からの迷惑行為等に関する実態も踏まえ、その防止に向けた必要な措置を講ずること。」参照。（[https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/198/f069\\_052801.pdf](https://www.sangiin.go.jp/japanese/gianjoho/ketsugi/198/f069_052801.pdf)）

36) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119804260X01120190419&current=1>

37) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119704260X00520181205&current=1>

38) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119704260X00320181121&current=1>



国や自治体による障がい者の法定雇用率水増し問題について、民間の場合は罰金というペナルティを強いながら、国の省庁は「おとがめなし」で済まそうとしているのはおかしいと指摘し、定期的報告や第三者のチェック監査といった強力な再発防止策の必要性を訴えた。その結果、厚生労働大臣より陳謝があり、再発防止が誓われた。

#### ⑧ 非正規自治体介護士の処遇改善

自治体運営の介護施設の職員から、介護福祉士に対する処遇改善手当が適用されて国から介護施設に支援金が届き始めているはずのところ、介護士の給与に反映されていないという相談を受けて、白石氏は2019年10月30日の厚生労働委員会<sup>39)</sup>において、厚労省として、介護士本人に支援金が届いているかどうかを確認すべきではないかと指摘した。その結果、計画の段階でも、事後の実績の段階でも、処遇改善を確認していくとの政府答弁が引き出された。

#### ⑨ 化学プラント従事者への「特定最低賃金」の適用

地域の最低賃金よりも高額の設定がなされ、賃上げにつながるものとして、産業または職業ごとに適用される「特定最低賃金」という制度があるが、愛媛県新居浜市の工場内業者からの相談を受けて、白石氏は2019年10月30日の厚生労働委員会<sup>40)</sup>において、危険な化学薬品を扱っている労働者にも適用されるべきではないかと指摘した。現状では、塗料製造の6千人のみが対象となっているが、化学の業界にはもっと多くの雇用人数があり、塗料以外でも危険な薬品を扱っている場合には、特定最低賃金を適用すべきであると要請した。その結果、地方の最低賃金審議会に申し出があれば、しっかり適切に対応していききたいという政府答弁が引き出された。

---

39) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120004260X00220191030&current=1>

40) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120004260X00220191030&current=1>

## ⑩ 雇用保険加入条件と給付条件のミスマッチの解消

新居浜の経営者からの相談を受けて、白石氏は2019年5月17日の厚生労働委員会<sup>41)</sup>において、非正規雇用者の雇用保険の加入条件と受給資格の条件がズレており、加入だけ義務づけられて、給付を受けられない事例があると指摘した。具体的には、加入条件では「週20時間以上勤務」と時間が基準となっている一方で、受給条件は「月11日以上出勤」と日数が基準となっているため、週20時間以上働いて雇用保険料の支払い義務は発生するにもかかわらず、月に10日以下の勤務である場合は失業手当を受給できないという事例があり、これは制度設計上の欠陥であると改善を強く求めた。その結果、厚生労働省も誤りを認め、実際に2020年の法改正<sup>42)</sup>につながり、日数だけではなく労働時間による基準も受給条件に設定されることとなった。

## 7 社会保障関係政策

次に、「年金のよういち!」をキャッチフレーズに、白石氏がライフワークとして取り組んでいる社会保障政策に関する国会・政治活動を見ていきたい。

### ① 年金の不安解消

白石氏によれば、年金政策の最大の問題点は、今後30年間で年金が実質的に3割も減ってしまう「マクロ経済スライド」と呼ばれる制度にある。すなわち、現状65,000円の年金が、30年後には45,000円相当になってしまい、夫婦でも苦しいが、特に専業主婦で厚生年金がもらえない単身者は、国民年金だけでは生活できないという問題である。白石氏は、2017年11月24日の厚生労働委員会<sup>43)</sup>および2018年3月30日の厚生労働委員会<sup>44)</sup>において、これら

41) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119804260X01820190517&current=1>

42) <https://www.mhlw.go.jp/content/000641087.pdf> 「改正の概要 2. ③勤務日数が少ない者でも適切に雇用保険の給付を受けられるよう、被保険者期間の参入に当たり、日数だけでなく労働時間による基準も補完的に設定する。」

43) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119504260X00220171124&current=1>

の深刻な問題点があるにもかかわらず、「ねんきん定期便」による将来年金受給額の通知には、マクロ経済スライドが反映されておらず、これでは将来の人生設計がくるってしまうと指摘し、マクロ経済スライドを反映した実態を正確に伝えるよう要請した。その結果、「ねんきん定期便」などにマクロ経済スライドの記述がなされ、その詳細説明のリンクが張られるという改善につながる事となった。

ただし、年金で生活ができないという課題は残ったままであり、併せて国民年金会計に外から資金を入れて、マクロ経済スライドを廃止する必要があると指摘した。問題はその財源であるが、まずは年金保険料をとるべきところからきちんととれているのか検証した上で、国庫負担分を低年金補填に充当、保険料上限（標準報酬月額）の引き上げ、保険料率の累進化といった、高収入者に分担してもらう手法が考えられるが、それでも足りなければ所得税や資産課税も含め、あらゆる選択肢を総動員して対応すべきであると強く要請した。直近の対応としては、天引き後の年金手取り額ベースで実態を把握した上で、手取りベースで一定額以下には下がらないようにしてはどうかと提案しており、年金政策の改善にライフワークとして取り組んでいくとのことである。

## ② マクロ経済スライドの停止

白石氏は、マクロ経済スライドの問題点について、2018年7月6日の厚生労働委員会<sup>44)</sup>および2018年12月5日の厚生労働委員会<sup>46)</sup>において引き続き取り上げ、どの世代も年金で尊厳ある最低限の生活を保障するため、月額7万円以下の低年金受給者については「マクロ経済スライド」による減額調整を停止するとともに、年金最低受給額を7万円とすることを提案した。そのための財源として、所得税のように、収入額により保険料率を変える保険料の累進化

44) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119604260X00620180330&current=1>

45) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119604260X03320180706&current=1>

46) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119704260X00520181205&current=1>

を進め、保険料の上限を撤廃して、高収入の方に応分の保険料を求めること、国民年金と厚生年金を一元化すること、高所得者（高資産所有者）の基礎年金国庫負担分を低所得者に回すこと、歳入庁による保険料徴収を強化することなどを提案した。国民全体で助け合い、安心して信頼できる年金の制度改革に向けて、今後とも全力で取り組むとのことである。

### ③ 定額 5,000 円の「年金生活者支援給付金」

白石氏は、2018年12月5日の厚生労働委員会<sup>47)</sup> および2019年3月12日の厚生労働委員会<sup>48)</sup> において、低年金受給者に対する「マクロ経済スライド」の停止を改めて求めるとともに、必要追加予算が約800億円であることを算出した上で、消費増税分を原資として、年金などの所得が一定水準以下の人への「年金生活者支援給付金」の支給方法を、保険料納付期間によって減額される現状の方式から、一律5,000円とすることを要請した。現状の制度では、満額受給には40年の納付期間が必要であり、例えば10年の納付期間の場合は、受給額が4分の1になってしまうが、低所得者に対する福祉給付である以上、納付期間に関わりなく、一律一定額での支給とするべきであり、消費税アップの逆進性対策として、無年金者の低収入者も対象者に含めるべき（対象者26万人、必要予算は最大で160億円）と指摘した。

### ④ 在職老齢年金制度の存続

60歳以上の年金受給者のうち、年金以外の一定額以上の収入がある人に支給額を減額するという在職老齢年金制度について、政府は縮小もしくは廃止し、高所得者への支給額を増やすことを検討していたが、白石氏は、2019年3月12日の厚生労働委員会<sup>49)</sup> および2019年10月30日の厚生労働委員会<sup>50)</sup> におい

47) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119704260X00520181205&current=1>

48) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119804260X00220190312&current=1>

49) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119804260X00220190312&current=1>

て、この財源が一般年金財源となっており、事実上低所得者や将来の年金受給者である若者が、高齢高所得者への支給増額分を負担する形となってしまうことを指摘し、強く反対した。年金は本来、すべての人が尊厳のある形での生活を送れるようにするためのものであり、増額の対象は高所得者ではなく低所得者であるべきとの考え方である。粘り強く要請を続けた結果、増額の対象者は60～65歳のみに限定した上で、増額幅も小幅に抑えることとなり、若者の将来の年金を一定程度守ることにつながった。

#### ⑤ 厚生年金受給「44年特例」の適正化

18歳から44年間、厚生年金に加入していた場合に、65歳を待たずして厚生年金の受給要件が満たされるという「44年特例」について、白石氏は2021年6月2日の厚生労働委員会<sup>51)</sup>において、現行制度では60歳を超えて再雇用等で社会保険に加入すると、この特例が適用除外になってしまうという問題があると指摘した。つまり、仕事をすると厚生年金が満額受給できなくなり、働かない方が有利になる結果となっており、70年定年制も取りざたされている昨今の時代に合うよう、このような条件は外すべきであるという問題提起である。今後も引き続き、あるべき年金の制度設計に向けて、提言を続けていきたいとのことである。

#### ⑥ 基礎年金の非課税化

白石氏が、愛媛県四国中央市内のアパート近くを歩いていた時に、専業主婦をしながら働いていた女性から、夫に先立たれて専業主婦から外れたら、基礎年金も課税対象になって、年金生活者支援金を受け取れなくなるなど、急に不利になって困っているとの相談があった。そこで白石氏が調査した結果、同じ年金でも遺族年金は非課税扱いとなっていることから、2019年11月22日の

50) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120004260X00220191030&current=1>

51) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120404260X02420210602&current=1>

厚生労働委員会<sup>52)</sup>において、基礎年金も遺族年金と同様に非課税扱いとするよう提言した。特に、基礎年金だけで生活している国民は本当にギリギリの生活を余儀なくされており、年金生活者支援金を確実に受給できるようにすると同時に、介護保険料や国民健康保険料の算定でも、基礎年金が所得としてカウントされないことで、低年金者を大きく救済することができると強く要請した。低年金者が尊厳をもって生活できる年金制度の実現に向けて、今後とも粘り強く要請を続けていきたいとのことである。

### ⑦ 障がい基礎年金の増額

同じく白石氏が四国中央市内を歩いていた時に、障がい者の保護者から、生まれながらの障がい者の多くは、就労が大変難しいために厚生年金の受給ができず、障がい基礎年金しか受給できないが、親が亡くなった後の生活をどうすればよいのかという切実な相談があった。そこで白石氏は2019年11月22日の厚生労働委員会<sup>53)</sup>において、ただでさえ十分とは言えない障がい基礎年金にも、国民年金と同様に「マクロ経済スライド」が適用され、今後さらに減額されてしまう点を問題視し、障がい基礎年金まで「マクロ経済スライド」の対象とすべきではないと指摘した。併せて、障がい基礎年金の老齢基礎年金との差額を福祉給付の対象として、保険財政ではなく、国の財源で負担し、金額を増額するべきであると強く要請した。今後とも、あらゆる観点から年金制度の改善を期したいとのことである。

### ⑧ 介護サービスの自己負担上限設定の適正化

2017年8月から、介護サービスの自己負担が健康保険の自己負担上限月額44,000円に合わせられることになったが、低収入（低年金）者は自己負担金を払えずに受けるべき介護サービスを受けられない状況がある一方、高収入

52) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120004260X00620191122&current=1>

53) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120004260X00620191122&current=1>

(高年金)者が介護サービスを多く使って、低収入(低年金)者の利用を押し出してしまい、貴重な介護サービスが必要な人に広く利用できていない実態がある。しかし、同じ介護保険制度の中でも、介護保険料は本人課税では段階を分けてある程度累進的、応能負担的になっていることから、白石氏は2018年3月30日の厚生労働委員会<sup>54)</sup>において、介護の自己負担の上限制度を市民税課税世帯についてもっと細分化し、高所得者には応能負担を求め、その原資で、市民税課税世帯でも低所得者には44,000円となっている自己負担上限額を引き下げようとして要請した。2021年8月から、負担能力に応じた負担を図る観点から、一定年収以上の高所得者世帯について、負担限度額の見直しが行われ、応能負担という点では白石氏の主張に沿った見直しとなったが、低所得の方々への対応を引き続き求めていきたいとのことである。

#### ⑨ 社会保険料の算定方法の公平性確保

白石氏は2018年3月23日の厚生労働委員会<sup>55)</sup>において、社会保険料の算定根拠となっている標準報酬月額が4月・5月・6月の給与をもとに決定されているが、バスや工場の定期点検など、業種によっては4月～6月だけ残業が多い業種があり、給与実態よりも高い保険料が算定されてしまうケースがあると指摘し、例えば前年1年間などの平均で算定するなどの改善を求めた。

#### ⑩ 介護士や保育士の待遇改善

介護や保育は、高度福祉社会に不可欠の仕事であるにもかかわらず、介護士や保育士の待遇は他の業種と比較しても低く、仕事の負担に応じた待遇に改善する必要がある。そこで白石氏は、2018年6月19日提出の議員立法で、「介護人材確保法案」<sup>56)</sup>および「保育士等処遇改善法案」<sup>57)</sup>を策定し提出した。介

54) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119604260X00620180330&current=1>

55) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119604260X00420180323&current=1>

56) [https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g19605038.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g19605038.htm)



護士や障がい福祉従事者の給与を一人当たり1万円上昇させること、介護施設の調理師や事務担当者の給与も一人当たり月6千円上昇させること、現状保育経験7年以上で月4万円となっている保育士への助成金を、経験年数を問わずに一人当たり月5万円に増額することなどを定めたものである。白石氏は、この議員立法により、介護士や保育士の待遇改善が喫緊の課題であることがいち早く示され、まだ十分とは言えないものの、待遇改善に向けたその後の政府対応につなげることができたと考えており、今後も引き続き、粘り強く働きかけていきたいとのことである。

#### ⑪ 国民健康保険料算定の資産割の廃止

白石氏が四国中央市内を歩いていた時に、床屋の経営者から、商売用に少し広めの土地があるという理由で高額の国民健康保険料がかかっており、苦しいとの相談があった。そこで白石氏は、2019年10月30日の厚生労働委員会<sup>57)</sup>において、資産による応能負担というのであれば、固定資産だけではなく、金融資産も加味して保険料を計算すべきであり、それができないのであれば、固定資産だけを加味する資産割は廃止すべきではないかと問題提起した。国民健康保険料算定の細かい運用については各地方自治体にゆだねられているところ、徐々に資産割を入れる自治体は減少してきており、引き続き全廃に向けて、問題提起を続けていきたいとのことである。

#### ⑫ 点字ブロックの一斉点検

白石氏が西条市内を歩いていた時に、視覚障がい者の家族から、道路の点字ブロックが所々壊れており、その都度家族が行政に連絡しているが、国道なのか、県道なのか、市道なのかによって連絡先や対応が異なるなど混乱しているとの相談があった。そこで白石氏は、2019年11月12日の地方創生特別委員

57) [https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g19605039.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_gian.nsf/html/gian/honbun/houan/g19605039.htm)

58) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120004260X00220191030&current=1>



会<sup>59)</sup>において、点字ブロックは障がい者にとって、外出の際の大事な命綱であることから、全国的に定期的な一斉点検を行い、網羅的な対応をとるべきではないかと指摘した。その結果、国土交通省として国の管理する道路の維持管理を再度徹底するとともに、会議などあらゆる場で道路の適正な維持管理を地方自治体に働きかけていきたいとの政府答弁が引き出された。

### ⑬ 介助犬の普及

新居浜市で開催された介助犬フェアを訪問した際に寄せられた声をもとに、白石氏は2020年4月14日の厚生労働委員会<sup>60)</sup>において、介助犬の普及に向けての国の施策を要請した。盲導犬や聴導犬に比べて、肢体の不自由な方を補助する介助犬は、必要としている人の数に比して数が少なく、愛媛県ではわずか1頭で、全国でも60頭しかおらず、しかも2017年をピークとして減少してきている状況であり、介助犬に対する補助等の国の施策が必要であると指摘した。政府は補助制度を用意しているが、対応窓口となっている市町村への説明が不十分ではないかと問題提起したところ、地方自治体向けのガイドブックを作成したところであり、各自治体に周知して取り組みを促していきたいとの政府答弁が引き出された。

### ⑭ 高齢者の保険契約における保険会社の責任の重点化

生命保険は非常にわかりにくく、選挙区内の高齢者がよくわからないまま、総額1,000万円もの保険料を支払う生命保険を契約してしまい、後で息子が気づいて解約しようとしたが、高額の違約金がかかり事実上解約できず泣き寝入りで、唯一の収入源の年金から保険料を出すこととなり生活ができないという相談があった。そこで白石氏は、2020年3月19日の地方創生特別委員会<sup>61)</sup>に

59) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120004773X00320191112&current=1>

60) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120104260X00820200414&current=1>

61) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120104773X00320200319&current=1>

において、社会的弱者の立場にある高齢の契約者側が、保険契約のプロを相手に法的に対抗するというのはハードルが高すぎることから、金融庁に対して、年収の3分の1を超える貸し付けはできないという貸金業法の総量規制のようなものを高齢者向け保険契約にも導入することを求めるとともに、消費者庁に対しても、消費者の味方として、金融商品の高齢者に対する不当な勧誘に対する規制が必要ではないかと問題提起した。その結果、消費者が合理的な判断ができない事情を不当に利用して契約をさせた場合の取消権の創設の検討に生かしていきたいという政府答弁が引き出された。併せて、不当な契約であるかどうかの立証責任を、消費者側に負わせるのではなく、保険会社側に負わせるべきであると指摘したところ、金融取引における高齢者の取引被害への対応を含めて検討したいとの政府答弁も引き出された。

#### ⑮ オレオレ詐欺撲滅に向けた厳罰化

白石氏が新居浜市内の歴史のある戸建て団地を歩いていた時に、オレオレ詐欺への抜本的な対策を求める訴えをうけた。そこで白石氏は、2020年3月19日の地方創生特別委員会<sup>62)</sup>において、オレオレ詐欺は、特に高齢者にとって、なけなしのお金をとられて生活ができなくなってしまうという点で、殺人にも近い卑劣な犯罪であり、オレオレ詐欺がビジネスとして成立しないほどの多額の課徴金を取るなどの厳罰化が必要であると強く要請した。その結果、不断の検討をしていきたいとの政府答弁が引き出された。

## 8 インフラ整備

次に、インフラ整備に関する白石氏の国会・政治活動を見ていきたい。インフラ整備関連政策としては、すでに取り上げた<sup>63)</sup> JR 四国への1,000億円支援、中小河川の洪水対策、ダム操作の変更、西条市立周桑病院の死守、本稿で産業

62) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120104773X00320200319&current=1>

63) 前掲拙稿「『国民代表』とは何か（上）」、159頁および164-165頁、172-174頁。

経済関係政策として取り上げた、三島川之江港の整備、四国新幹線、西条市のコンパクトシティモデル都市への選定、本稿で社会保障関係政策として取り上げた、点字ブロックの一斉点検などを紹介したので、ここではそれ以外の施策について取り上げたい。

### ① 総合病院不足、医師不足の是正

白石氏は2019年4月10日の厚生労働委員会<sup>64)</sup>において、三島医療センター(旧県立三島病院)が2015年から2次救急と入院患者受け入れを一時休止するなど、愛媛県旧伊予三島市・土居町の総合病院不足・医師不足を指摘し、国の予算措置の拡充を求めた。県立三島病院の跡地に四国中央病院が入るという新生三島病院設立へ向けた動きを後押しし、新生三島病院の機能強化につながりつつある。

### ② 伊予三島駅・川之江駅のエレベーター設置補助

白石氏は2019年11月12日の地方創生委員会<sup>65)</sup>において、通常であれば、上り線か下り線のどちらかは階段を使わなくてすむ所、愛媛県の伊予三島駅と川之江駅は、構造上どちらの線を使う場合も階段を使う必要があり、障がい者はもちろん、高齢者にとって階段の昇り降りは難しく、バリアフリー化つまりエレベーターの設置が必要であると指摘した。国の駅舎バリアフリー化補助の用途は、一日の乗降客数が3,000人であるが、伊予三島駅や川之江駅のような上下線ともに階段を使わなければならない構造の場合は、補助条件を半分の1,500人とするのが合理的であり、両駅ともこの条件を満たすことから、補助の対象とするよう要請した。その結果、利用者数が3,000人未満の駅についても、地域の実情に鑑みて対応したいという政府答弁が引き出された。国としての準備は整っている現状であるが、実際のエレベーター設置に向けては、さら

64) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119804260X00720190410&current=1>

65) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120004773X00320191112&current=1>

に地元自治体の負担金の問題をクリアする必要がある、この政府答弁を四国中央市に伝えて、四国中央市の判断を待っている状況とのことである。

### ③ 信号機のAI（人工知能）制御

白石氏は、2018年3月16日の地方創生特別委員会において、渋滞緩和のために新たな道路を作ることは、予算面や環境負荷の面から限界があるため、AI（人工知能）を使った信号機の制御を検討してはどうかと提案した。現在はカメラでコントロールしているが、パターン化できればプログラム化することも可能であり、制御装置を開発する会社も出てきており、検討の価値は十分あると指摘したところ、関心をもって研究を進めていきたいとの政府答弁が引き出された。

### ④ 外国資本からの水源の森林保全

白石氏が選挙区内を歩いていると、水源の森林が外国人に買われていて、買い占めによって水の利用ができなくなるのではないかという不安の声が多いことから、2019年11月12日の地方創生特別委員会<sup>66)</sup>において、この点を林野庁に確認した。その結果、現在国が把握しているデータによれば、外国資本による森林買収は、北海道の別荘用地などが主であり、大きな問題はないとの政府答弁であったが、外国資本が日本の子会社などを経由して森林を取得した場合には把握が難しいのではないかと指摘し、多くの国民が不安を持っている現状を踏まえて、把握漏れがないように国として情報収集を怠らず、目を光らすように要請した。

### ⑤ 合併浄化槽の維持費負担の軽減

白石氏が愛媛県西条市丹原町を歩いていた時に、下水道が通っていない地域

---

66) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120004773X00320191112&current=1>

で使われている合併浄化槽について、設置者である住民が負担する清掃費などの維持費の負担が年間7万円にものぼっており、年金暮らしの身には大変厳しいとの相談があった。そこで、白石氏は2019年11月19日の地方創生特別委員会<sup>67)</sup>において、下水道であれ浄化槽であれ、同じ市に住む人の負担は同等であるべきとの考えから、個人の浄化槽を市が買い取って、下水道料金相当額の費用負担とし、浄化槽利用者の負担軽減を図っている広島市の方式を紹介し、広島方式を全国的に導入すべきではないかと問題提起した。その結果、環境省として、予算措置を取って、公共浄化槽の設置が進むように、地方自治体を支援していきたいとの答弁が引き出された。併せて、浄化槽管理者への助成制度は、浄化槽の設置に関するものが主であるところ、浄化槽の維持管理についても使用できるような助成制度に改めるよう、重ねて要請した。

#### ⑥ 下水道整備の見通しの周知

白石氏が愛媛県新居浜市川東、四国中央市土居町、西条市丹原町などを歩いていた際、下水道の整備はいつになるのかと尋ねられることが頻繁にあり、質問を受けて調べてみると、整備の見込みがないところが多々見受けられた。そこで白石氏は、2018年2月26日の予算委員会第8分科会<sup>68)</sup>において、下水道整備を待ち続けている人々の人生設計にとっても、整備の見込みがないのであれば、そのことをきちんと伝えるべきであり、情報をきちんと開示すべきであると要請した。予算などの諸事情で整備ができないのであれば、放置するのではなく、丁寧に説明を尽くすなど、できることは最大限行うよう、今後とも行政への提言を続けていくとのことである。

#### ⑦ 公民館の集会利用の公平性確保

白石氏は2019年4月25日の地方創生特別委員会<sup>69)</sup>において、法改正によ

---

67) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120004773X00420191119&current=1>

68) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119605273X00220180226&current=1>

り、公民館の管理者をそれまでの教育委員会から地方の首長に変更してもよいことになったが、首長に批判的な政党の集会を制限するなどの事態が起こりかねないと指摘し、野党筆頭理事として、政治利用を理由として公民館の利用を拒絶することはできないという附帯決議<sup>70)</sup>をつけることに成功した。今後とも、憲法が保証する表現の自由を護る取り組みを続けていくとのことである。

#### ⑧ ソーラーパネル廃棄への規制導入

地域住民から、ソーラーパネルを作るのはいいが、災害などで崩れたものを放置されては困るという不安の声を受け、白石氏は2019年4月25日の地方創生特別委員会<sup>71)</sup>において、設置した会社が存続できなければ地方はソーラーパネルの墓場になってしまうと指摘した。その結果、環境省より、事業用太陽光発電事業者に廃棄費用の外部積立を原則義務化したいとの答弁があり、実際に2020年6月に法律が成立した<sup>72)</sup>。

#### ⑨ 11号線バイパス（大生院～萩生）完成へ

野党の国会議員が当選したために、11号バイパスのための予算が削減されるといふ噂があったため、白石氏は2018年3月30日に質問主意書<sup>73)</sup>で国土

---

69) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119804773X00620190425&current=1>

70) 第198回国会閣法第37号附帯決議「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議」項目六「公民館の運営において、特定の政党に特に有利又は不利な条件で利用させることや、特定の政党に偏って利用させるようなことは許されませんが、公民館を政党又は政治家に利用させることを一般的に禁止するものではないことを、首長部局にも周知すること。」([https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_rchome.nsf/html/rchome/Futai/tisouBFA4D1BC322DC8F2492583E8003017BC.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/tisouBFA4D1BC322DC8F2492583E8003017BC.htm))を参照。

71) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119804773X00620190425&current=1>

72) 「(2) 電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法（再エネ特措法）の一部改正」「③再生可能エネルギー発電設備の適切な廃棄 太陽光発電が適切に廃棄されない懸念に対応するため、発電事業者に対し、廃棄のための費用に関する外部積立を義務を課します。」(<https://www.meti.go.jp/press/2019/02/20200225001/20200225001.html>)を参照。

交通省に質問した。その結果、11.7億円の予算規模は維持されることが確認され<sup>74)</sup>実際に11号線バイパスは2024年春に開通することがすでに確定している。国会議員が与党系であるか、野党系であるかという理由で、本来中立であるべき行政が歪められるようなことはあるはずがなく、噂は明確に誤りであることが明らかとなった。選挙の際に何度も繰り返される、いわゆる「国とのパイプ論」の信ぴょう性を考える上で、極めて興味深い事実である。

## 9 そ の 他

最後に、以上の項目に直接には当てはまらないものを見ておきたい。

### ① 骨髄移植で免疫がリセットされた後の予防ワクチン再接種の制度化

白石氏が愛媛県四国中央市内を歩いていた時に、骨髄移植によって免疫がリセットされてしまった後に、もう一度各種の予防ワクチンを再接種しなければならないが、現状では自由診療扱いとなり、原則的には全額自己負担になってしまうとの相談があった。そこで白石氏は、2020年4月14日の厚生労働委員会<sup>75)</sup>において、骨髄移植で免疫がリセットされてしまった場合も、一般の定期接種と同じように国として制度的な補助を行う必要があると要請した。政府からは、骨髄移植以外の事情で免疫が低下した場合の再接種との線引きをどうするかという問題があり、審議会で検討したいとの答弁がなされたが、予防医療の重要性に鑑み、少なくとも保険診療の対象として全額自己負担にはならないような制度設計を重ねて要請した。

---

73) [https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon\\_pdf\\_s.nsf/html/shitsumon/pdfS/a197088.pdf/\\$File/a197088.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_s.nsf/html/shitsumon/pdfS/a197088.pdf/$File/a197088.pdf)

74) [https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_shitsumon\\_pdf\\_t.nsf/html/shitsumon/pdfT/b197088.pdf/\\$File/b197088.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_t.nsf/html/shitsumon/pdfT/b197088.pdf/$File/b197088.pdf)

75) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120104260X00820200414&current=1>

## ② 国際基準に恥ずかしくない受動喫煙防止策

白石氏は2018年6月8日の衆議院本会議代表質問<sup>76)</sup>において、政府が提案した「健康増進法改正案」では、受動喫煙対策強化の規制対象外の店が全体の約55%に上っており、オリンピックの受け入れを控えているにもかかわらず、国際基準に合わないとの指摘を行った。その結果、附帯決議<sup>77)</sup>をつけて、次の改正時には国際基準に届く規制とすることを約束させる成果を得た。

## ③ 東京オリンピック開会式・閉会式での地元の祭りの演技披露

白石氏は2019年2月27日の予算委員会第4分科会<sup>78)</sup>において、東京オリンピックの開会式や閉会式において、愛媛県新居浜市の太鼓祭り、西条市のだんじり祭り、四国中央市の書道パフォーマンスの演技披露をしたいという地元の熱い思いを、是非組織委員会にしっかりと伝えてほしいと強く要請した。さらに、東京オリンピック・パラリンピックの関連イベントとしての文化プログラムにおいても、抜かりない周知と、特に愛媛県への対応を重ねて要請した。政府からは、地元の熱い思いを組織委員会の方に伝えるとの答弁が引き出されたが、今後ともあらゆる機会を通じて、地元のすばらしい伝統文化のアピールに努めていくとのことである。

## ④ 地元の祭りのユネスコ無形文化遺産登録

白石氏は2019年2月27日の予算委員会第4分科会<sup>79)</sup>において、愛媛県西条市のだんじり祭り、新居浜市・四国中央市の太鼓祭りは非常に大がかりで見ごたえのあるもので、他地域の山・鉦・屋台行事に勝るとも劣らないすばらし

76) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119605254X03520180608&current=1>

77) 第196回国会閣法第47号附帯決議「健康増進法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」([https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb\\_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kourou445CBCB4E962775A492582AD00420BE8.htm](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_rchome.nsf/html/rchome/Futai/kourou445CBCB4E962775A492582AD00420BE8.htm)) 参照。

78) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119805270X00120190227&current=1>

79) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119805270X00120190227&current=1>



いものであることから、ユネスコの無形文化遺産登録に向けてのサポートを要請した。山・鉾・屋台行事のユネスコ無形文化遺産登録は、全国で33件もあるにもかかわらず、京都から福岡の間は空白になっており、対応を強く要請した。ユネスコ無形文化遺産登録のためには、まずは国指定の重要無形民俗文化財であることが要件とのことであるが、そのための調査研究の実施は地方自治体職員だけでは限界があるため、国の側からの働きかけやサポートを重ねて要請した。政府からは、白石氏の指摘・要望を踏まえて引き取りたいとの答弁が引き出されたが、今後も粘り強く働きかけを続けていくとのことである。

#### ⑤ がん温熱療法の保険適用条件の周知

白石氏は2019年10月30日の厚生労働委員会<sup>80)</sup>において、がん治療で手術も薬も放射線もなかなか効かないという患者が頼る温熱療法について、地域や病院によって保険適用がされたり、されなかったりという問題があることを指摘し、保険適用条件の周知と保険適用要件の明確化を要請した。その結果、学界関係者の意見を聞きながら、要件の明確化と周知方法を検討したいとの政府答弁が引き出されたが、がん患者支援団体へもしっかりと伝えるよう、重ねて要請した。

#### ⑥ 埋蔵文化財発掘における地権者への配慮

白石氏は2019年3月19日の地方創生特別委員会<sup>81)</sup>において、地権者が所有地で工事を行おうとした際に、埋蔵文化財のような破片を見つけ、公費買取の「現状保存」ではなく、「記録保存」となった場合に、その土地の所有者が調査経費を全額負担するという現状は改善できないかと問題提起した。埋蔵文化財は地域の宝になるものであり、経費負担は分担すべきではないかという指摘である。政府答弁は、経費負担の軽減の相談に乗るというものであったが、

80) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=120004260X00220191030&current=1>

81) <https://kokkai.ndl.go.jp/#/detail?minId=119804773X00320190319&current=1>

調査結果をしっかりと開示し、土地所有者が経費負担したことを顕彰していくことも併せて要請した。

## お わ り に

以上、白石氏の二期目の主だった国会・政治活動を紹介してきた。むろん本稿は白石氏の活動のすべてを網羅できたわけではないが、本稿で取り上げたものだけで二期目の衆議院議員在職期間中に111項目にもわたる政策課題に取り組んでおり、その熱意の強さに驚かされる。本文中でも言及してきたが、白石氏の国会・政治活動の特徴としては、およそ下記の4点を指摘することができる。

まず第一に指摘できる特徴は、白石氏が選挙区の有権者の声に徹底的に向き合っていることから、白石氏の国会質問は生活に根差した地に足の着いたものとなっており、実際に現実社会で起こっている問題に対処する実需に応えるものとして、極めて合理性の高い要請となっている点である。白石氏によれば、国会で質問している際、しばしばその元となった声を聞かせてくれた有権者が自分に乗り移って、当該有権者になり替わっているような感覚になることがあるとのことであり、国会議事録を読んでいると、その白石氏の迫力を前に政府側の緊張感が伝わってくることもしばしばである。議員であれ、閣僚であれ、政府委員であれ、公務員として国民のために働いている点は皆共通しており、実際に国民の生活を助けることにつながる合理的な提案であるならば、その提案者が与党か野党かという点は大きな問題とはならないのである。国民のために懸命に訴える白石氏とそれにこたえる理事者との間に、与野党の立場の違いを超えた、ある種の信頼関係のようなものが生まれている場面も少なくない印象である。

第二に指摘できる特徴は、白石氏の要請の普遍性である。白石氏の政府への要請は、いわゆる利益誘導政治に典型的な特定の地域や団体などを特別扱いをすることを求めるというよりも、市井の有権者の困りごとに徹底的に向き合うこ

とによって、白石氏の選挙区の有権者のみならず、同じような問題を抱えているすべての日本国民に寄与する結果となることが多い。例えば、コロナ対策として紹介したJR四国への1,000億円支援について、コロナ禍で立ち行かなくなっている公共交通機関を救済し、地域の足を確保しようとするものであり、JR四国のみならず、JR北海道やJR貨物も同様のスキームで救済されており、個別の特別対応というよりは、同様の問題に直面しているすべての地域や会社に貢献するものとなっている。また、スーパー移動販売の促進についても、買い物に行けずに困っている選挙区内の高齢者に対応しようとするものであるが、経済産業省から全国のスーパーに向けての要請につながっており、愛媛県内のみならず、全国的な対応につながる要請となっている。さらには、新居浜高専の准教授からの相談に応じることによって、日本全体の高専予算の大幅増額につなげたり、地元の四国中央市の洪水対策に対応することを通じて、緊急浸透推進事業制度の日本全国の自治体への周知や予算額の増額につなげるなど、同種の事例として枚挙にいとまがないほどである。地元の声に徹底的に向き合うことによって、国民全体の公共利益を増進するという点において、まさに国民代表としての代議士の一つのモデルといえよう。

第三に指摘できる特徴は、白石氏の要請の先見性である。例えば、西条市の周桑病院の削減の阻止は、新型コロナウイルスの問題が顕在化する直前の時期に、合理化と称する公立病院の削減を問題視するものであり、公立病院の削減が新型コロナウイルスに伴う医療崩壊の大きな原因となったことに鑑みるならば、そこに先見の明を見出すことができる。地元の声に徹底的に向き合うことが先見性にもつながっているとみることもできるだろう。同様のことは、新型コロナ対策におけるいち早い水際対策の呼びかけや各種給付金や補償金の運用改善、裁量労働制の拡大の阻止や高度プロフェッショナル制度の問題点の指摘、年金政策におけるマクロ経済スライドの問題点の指摘、国民健康保険料算定の資産割の廃止、大学9月入試への変更の提案、放課後児童クラブの質の確保など、随所に見出すことができる。ここでも、地元有権者の声に徹底的に

向き合うことが、国民全体の普遍的な利益につながっていく好例を見ることができよう。

第四に指摘できる特徴は、白石氏の要請のきめの細かさである。例えば、発達障がい者向けの教科書指導書の販売や子どもが多い健康保険組合への助成金、カスタマーハラスメント防止法案、化学プラント従事者への「特定最低賃金」適用、雇用保険加入条件と給付条件のミスマッチの解消など、まさに微に入り細を穿つ、きめの細かい要請がなされている。とりわけ、雇用保険加入条件と給付条件のミスマッチについては、行政側ですら問題に気がついておらず、白石氏の指摘を受けて実際に法改正につながるなど、明確な成果にもつながっている。

また、具体的な予算措置や法改正に直接つながる項目ではなくても、事業再構築補助金の商工会議所によるサポート対応や介護施設における新型コロナ感染発生時の部局横断的な支援制度のマトリックス資料の作成、ワクチン接種にあたる看護師不足への対応、月次支援金の申請方法の福井県庁方式への改善提案、鳥インフルエンザ対策の行動計画の作成、CLT（直交集成板）の建築士への周知、所有者不明農地の活用制度の周知や工夫、ねんきん定期便の記載内容の改善、下水道整備の見通しの周知といった、大きな予算措置を必ずしも必要としないような、国民や利用者の目線に立ったきめの細かい運用の改善提案も随所に見出すことができる。とりわけ、介護施設向けガイドブック作成や介護施設の看護師資格所持者向けの通達、月次支援金の説明冊子の改善は、白石氏の提案が直接のきっかけとなって、実際の行政対応に直結している。地元有権者の声に徹底的に寄り添うことにより、地元有権者のみならず、日本国民全体の生活実態に即したきめの細かい対応が可能になっているといえよう。

このように考えてくるならば、国政選挙や重要な地方選挙のたびに繰り返し唱えられる、いわゆる「与党のパイプ論」なるものの不明瞭さが浮き彫りになってくる。すなわち、政権与党の政治家を当選させないと、予算措置などで不利益を被りかねないという一連の言説の妥当性の問題である。政党の憲法上の位

置づけについて、それが私的結社であるのか、公的性質を帯びているのかという問題<sup>82)</sup>についてはさておくとしても、特定の政党の選挙に協力しなければ、行政資源の配分で不利益が生じるなどということがもしあるとするならば、公私混同のそしりは免れないであろう。白石氏の国会・政治活動を見る限り、白石氏が野党の国会議員であるからといって、行政がゆがめられているという事実は確認できない。例えば、愛媛県新居浜市の大生院～萩生間の11号線バイパス工事について、野党の国会議員である白石氏が当選したために予算が削減されるという噂が出たが、2018年3月30日の質問主意書において11.7億円の予算規模は維持されることが確認されており、2024年の開通も確定していることが明らかになっている。また、JR四国への1,000億円規模の支援や高専予算の42億円増額、産後ケア事業の予算額の増額、引きこもり対策予算の増額、緊急浚渫推進事業予算の増額、ハダカ麦の倉庫整備予算の確保や食品加工開発予算の新設、CNF（セルロースナノファイバー）研究開発予算の増額など、野党議員でありながら、数多くの予算の獲得に貢献していることもすでに見てきたとおりである。むろんここで、これらの成果が白石氏の国会・政治活動だけによる成果であると主張しているわけではない。国の行政はもとより複雑であり、国会議員とはいえ一議員単独の影響で何か動くということは本来考えにくい<sup>83)</sup>しかし、本稿で紹介してきた予算措置をはじめ、各種の国の取り組みにおいて、白石氏の国会・政治活動が全く寄与していないなどということはいえないであろう。白石氏の国会・政治活動を見る限り、国会質問によって行政が動くかどうかという問題は、質問者が与党の国会議員であるか、野党の国会議員であるかということよりは、質問者のやる気と説得性、すなわち質問の合理性の問題であると考えられる。白石氏によれば、民主党政権であった

82) 上脇博之「『政党の憲法上の地位』論・再論」、『神戸学院法学』34巻1号（2004年）37-82頁参照。

83) ただし、介護施設における新型コロナ患者発生時のガイドブックの作成やワクチン接種の看護師不足に対応する通達の発出、雇用保険の加入条件と給付条件のミスマッチの解消などは、ほぼ白石氏単独の影響で国の行政が動いた事例といえよう。

衆議院議員一期目は立場が与党議員であったため、政府側も同じ党の仲間であり、国会で厳しい質問がやりにくい部分もあったとのことであるが、二期目は野党側の立場であったため、手加減なしに思う存分質問ができたとのことであり、むしろ野党議員の方がやりやすいという側面もあったようである。そもそも、特定の政党の選挙に協力しなければ、本来必要な行政対応がなされないなどということがもしもあるとするならば、それは行政の政治的中立性という観点からしても大問題である。いわゆるパイプ論を論証するためには、如何に合理的で必要性の高い政策であったとしても、与党の国会議員の働きかけがない限り、行政は対応しなかったという事例や、本来優先順位の低い政策であるにもかかわらず、与党の国会議員の働きかけによって不当に予算が確保されたといった事例を摘示する必要があると思われるが、果たしてそのようなことはありうるのであろうか。あるいは、白石氏が中心となって提出した、産後ケアセンターの開設を促進する「街なかの実家」法案や高プロ制度への対策としての「安心労働社会実現法案」など、国民全体の利益という観点からは必要性が高いと思われる議員立法を政府与党の反対で葬ったことが、国民全体の利益にいかにか寄与しているといえるのかについて、いわゆるパイプ論を唱える論者は説明する必要があるだろう。

また、重要な地方選挙においても、いわゆる「国とのパイプ論」なるものがしばしば唱えられ、政府与党の候補者を当選させれば、与党の国会議員と地方首長との協働が可能になるといった類のアピールがなされることが多い。しかし、国会議員が地方の首長や議員と協働して、政策課題を解決していくことは当然のこと<sup>84)</sup>であり、地方の首長が与党系の候補者か野党系の候補者かとい

---

84) むろん、地域代表として地元利益を優先する地方の首長と国民代表として日本国民全体の利益を追求する国会議員の立場は全く同じではない。例えば、たとえ他の地域を犠牲にしたとしても補助金を獲得することがある種の美德でありうる地方首長に対して、他の地域の犠牲の上に補助金を分捕ってくることは、国民代表の国会議員としては不適當な場合もありうる。国民代表たる国会議員と地域代表たる地方の首長や議員との関係性には、一定の節度が求められることは言うまでもない。

う問題は本来無関係のはずである。例えば、愛媛県四国中央市の伊予三島駅と川之江駅のエレベーターの設置補助について、本文中で紹介したとおり、白石氏はほぼ独力で国の補助条件の柔軟な対応を引き出しており、地方の首長が決断すれば直ちに政策が実現できる状態にもっていつている。この事実一つをとってみても、与党の国会議員でなければ国と地方の「協働」ができないなどということはないことが明らかであろう。

結局のところ、選挙のたびに繰り返されるいわゆる「パイプ論」なるものは、根拠が薄弱な一種の都市伝説のようなものにすぎないと言わざるを得ない。与党であれ、野党であれ、事実と合理性をベースとして政策の妥当性を競い合い、国民や住民のニーズによりよく応える政策を磨いていくというのが本来の政治のあり方であり、そこに不合理な思い込みを持ち込むことには慎重であるべきである。国会議員をはじめとする政治家一般に対する有権者の不信感の高さは確かに理由のないことではないが、白石氏の例にみられるように、中には愚直に本来の仕事に取り組んでいる政治家も一部とはいえ存在しているのであり、我が国の政治のあり方を改善していくためには、政治家を十把一絡げに頭ごなしに批判するのではなく、個々の政治家の実際の政治活動に興味をもってその実態をしっかりと把握し、評価すべきものは評価するという是々非々の姿勢が求められよう。この観点からは、本稿で紹介してきた白石洋一代議士の国会・政治活動は、日本国憲法が求める国民代表の一つのモデルとして、高い評価に値すると言えよう。けだし白石氏は、特定の企業や団体に遠慮することなく、選挙区内の一人ひとりの生活者の声に徹底的に寄り添うために、個人献金以外の企業団体献金については、初当選以来一貫して、一切の受け取りを拒絶して活動を続けてきたのである。特定のカルト団体との不適切な蜜月関係が取りざたされる与党系を中心とする一部議員とは雲泥の違いであるといわなければならない。メディアや有権者も、根拠不明な「パイプ論」などに振り回されて、実際にあるかどうかもわからないような不健全な特別扱いを政治に期待するのではなく、本来の正道に則り、国民代表としての国会・政治活動の実態を見極



め、本来なされるべき仕事を正当に評価するという大人の姿勢が求められるであろう。ただし民主主義においては、有権者やメディアのレベル以上の政治は期待できないのである。

\* 本稿は、2021年度松山大学特別研究助成による研究成果の一部である。